登園許可書（保護者記入）

クラス　　　　　　　　　園児氏名

※該当疾患に☑をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | インフルエンザ | 発症後５日を経過し、かつ、幼児の場合解熱した後３日を経過するまで |
|  | 新型コロナウイルス感染症 | 発症後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで |
|  | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後２日を経過するまで |
|  | 流行性耳下腺炎  （おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、または舌下線の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|  | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または、５日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで |
|  | 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮化（かさぶた化）するまで |
|  | 麻しん（はしか） | 解熱後３日を経過するまで |
|  | 風しん | 発疹が消失するまで |
|  | 結核 | 病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
|  | 侵襲性髄膜炎菌感染症  （髄膜炎菌性髄膜炎） | **病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで** |
|  | 流行性角結膜炎（はやり目） | 病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
|  | 腸管出血性大腸菌感染症  （O157、O26、O111等） | 病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
|  | 急性出血性結膜炎 | **病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで** |

R　　　年　 　　月　 　　日（医療機関　　　　　　　　　　　　　　　　）において

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）と診断され、上記の期間を経て病状が回復し、

集団生活に支障がない状態になりましたので　R　　　年 　　　月 　　　日より登園いたします。

　R　　　年 　　　月 　　　日

保護者名

※保護者の皆さまへ 保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流 行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できます。上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園許可書の記入及び提出をお願いします。